

奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十二号

奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例

(奈良県職員定数条例の一部改正)

第一条 奈良県職員定数条例(昭和二十四年七月奈良県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

「一 知事の事務部局の職員

第二条第一項中 ア 一般事務部局の職員

イ 県立病院の職員

三、二八一人 を「一 知事の事務部局の職員

二四二人」

三、二八一人」に、「二二七人」を「二二七人」に、「三、九二二人」を「三、六六〇人」に改める。

(県費負担教職員定数条例の一部改正)

第二条 県費負担教職員定数条例(昭和三十二年三月奈良県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中 「七千三百七十一人」を「七千三百二十八人」に改める。

(奈良県立高等学校等職員定数条例の一部改正)

第三条 奈良県立高等学校等職員定数条例(昭和三十二年三月奈良県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中 「二、〇四八人」を「二、〇三四人」に、「一、〇七〇人」を「一、一一四人」に改める。

(奈良県警察職員定数条例の一部改正)

第四条 奈良県警察職員定数条例(昭和二十九年六月奈良県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中 「二、四六〇人」を「二、四七一人」に、「二、七八〇人」を「二、七九一人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。